

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目

次(*については県例規集登載事項)

(取扱課室名)

ページ

〇 規則

*31 和歌山県税規則の一部を改正する規則

(税務課).....1

*32 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

(建築住宅課).....21

規則

和歌山県規則第31号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の2 略

2·3 略

県税事務所の長は、法第15条第1項、同条第2項、同条第4項、法第72条の38の2第1項、同条第5項、同条第6項、同条第7項において準用する同条第5項、条例第42条の25第1項、条例第42条の27の2第3項、条例第42条の27の2第3項、条例第42条の27の2第3項、条例第42条の27の2第15条の3、法第72条の38の2第8項、同条第9項、条例第42条の27の3第5項若しくは条第9項、条例第42条の27の3第5項若しくは条第71条第5項の規定により徴収猶予を取り消す場合においては、それぞれ徴収猶予通知書又は、後収猶予取消通知書により通知しなければならない。

5 · 6 略

第5条の7 略

<u>(条例第42条の15第8項の要件に該当すると認めるとき)</u>

第5条の8 条例第42条の15第8項に規定する要件に該当すると認めるときは、法第73条の18第3項の規定による市町村長からの通知により要件に該当することを知ったとき又は条例第42条の15第1項若しくは第3項の要件を満たす者から当該住宅に係る住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請書の提出その他同条第1項若しくは第3項の規定の適用があるべき旨の申請に相当するものと認められる申請があったときとする。

第6条の2 略

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の2 略 2・3 略

4 県税事務所の長は、法第15条第1項、同条第2項、同条第4項、法第72条の38の2第1項、同条第5項、同条第5項、同条第6項、同条第7項において準用する同条第5項、条例第42条の25第1項、条例第42条の27の2第2項、条例第42条の27の2第2項の規定により徴収猶予をする場合又は条例第15条の3、法第72条の38の2第8項、同条第9項、条例第42条の27の2第4項若しくは条例第71条第5項の規定により徴収猶予を取り消す場合においては、それぞれ徴収猶予通知書又は徴収猶予取消通知書により通知しなければならない。

5 • 6 略

第5条の7 略

第6条の2 略

(条例第42条の24第8項の要件に該当すると認

<u>めるとき)</u> 第6条の3 6条の3 条例第42条の24第8項に規定する要件に該当すると認めるときは、同条第1項、第 2項又は第3項の要件を満たす者から同条第9 項の申請があったときとする。

(不動産取得税の減額及び納税義務の免除に係 る申請)

- 第6条の4
- | 次の各号に掲げる者の知事への申請書の提出は、当該各号に定める申請書を知事に提出することにより行わなければならない。 | (1) 条例第42条の24第9項に規定する者 住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得の規模が2条の25円20円である。
 - 祝の減額・遠行申請書 条例第42条の27の2第2項に規定する者 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動 産取得税の減額・還付申請書 条例第42条の27の3第2項に規定する者 譲渡担保財産に係る不動産取得税の納税義務
 - の免除・還付申請書

(県たばこ税に係る更正、決定等に関する通知 の手続)

第6条の5 略

第3章 様式

- 第13条 法令、条例又はこの規則により市町村長、納税義務者、特別徴収義務者等が徴収金を払い込み、若しくは納付し、又は納出しると書き 及び知事又は県税事務所の長に提出する報告書 、申請書等の書類並びに特別徴収義務者が備え 付ける帳簿等で次の各号に掲げるものの様式は 当該各号に定めるところによる。
 - 略 (1)~(4) Ø 2 Ø 3
 - 譲渡担保財産に係る不動産取得税の納 税義務の免除・還付申請書 別記第4号の3 様式
 - $(4) \mathcal{O} 4 \sim (11) \mathcal{O} 8$

(県たばこ税に係る更正、決定等に関する通知 の手続)

第6条の3

第3章 様式

- 第13条 法令、条例又はこの規則により市町村長、納税義務者、特別徴収義務者等が徴収金を払い込み、若しくは納付し、又は納入する文書等及び知事又は県税事務所の長に提出する報告書 、申請書等の書類並びに特別徴収義務者が備え付ける帳簿等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。
 - $(1)\sim (4) \mathcal{O}(2) \mathcal{O}(3)$ 略
 - (4)の3 譲渡担保財産に係る不動産取得税還付 申請書 別記第4号の3様式

(4)の4~(11)の8 略

別記第4号の2の2様式から別記第4号の3様式までを次のように改める。

別記第4号の2の2様式(第13条関係)

		住宅の	用に信	共する土地の耳	文得に対	けする	不動	産取行	导税の	の減額	i·還付	申請	書			
												4	年	月	目	
県	:税事	務所長 様				住(月	「 斤在 b	所 也)								
						氏(名		<u></u> 名 东)								
							 年月						年	月	日	
							\番									
						電	話番	:号								
和	第1項 第42条の24 第2項 和歌山県税条例 第3項 の規定により、次のとおり不動産取得税の 還付 を申請します。 第42条の27 第1項															
				プロー第1項 番号	税	額			納	期	 限		納	一 付	日	
税割	拉額等				106	ня	円		年		日				-	日
		所 在						地	<u> </u>	番	地			地	·	<u> </u>
取	土														1	n^2
得	地	取	得	原 因		取	得	年	月	月	3	登 前	己簿	受付	寸 目	
不	ഥ	売買・その	他()		年 月 日 年 月						Η				
'	家	家 屋 番	号	種			別床面積			責	住宅部分床面積			責		
動				専用住宅	・併用値	主宅・	付属	家屋				\mathbf{m}^2			1	n^2
産		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		事 由	取	得	年	月	目		新	築	年	月	目	
	屋	新築・新	築未	使用・既存			年	月		目	1		年			
還允金				銀行	亍	1 /			店・	支店	普	通	(総合	<u>;</u>)•	当座	
機	融関	口座番号	No.			(ご	フリン 義	ガナ) : 人								
※減	$1 1,500,000 \times \frac{3}{100} =$												4	5, 000F	円	
額・還付						住宅は床面を				$\times 2$	$\rightarrow \times \frac{3}{100}$	=			F	円
付 額	油炉	 ・還付する額	5				200	Om ² を	限度							
	/火役	・歴刊りる剤	₹													

注

1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

- 2 ※印欄は、記載しないこと。
- 3 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するので、あなた名義の口座を記載すること。
- 4 この申請書に次の書類を添付すること。
- ア 住宅の登記事項証明書等
- イ 土地の取得者と住宅の取得者が異なる場合は、土地の登記事項証明書等
- ウ 耐震基準適合既存住宅を購入した場合は、和歌山県税条例第42条の15第7項に掲げる書類
- エ その他県税事務所長が必要と認める書類

別記第4号の2の3様式(第13条関係)

		耐震基準不適合既存住宅の	の取行	导に対する	不動産取得	税の 源	越額・還	付申請	書	
								年	月	目
児	具税事	孫所長 様		,						
					住 所 (所在地)					
					氏 名 (名 称)					
					生年月日			年	月	日
					個人番号は法人番号					
					電話番号					
秆	口歌山	県税条例 第42条の27の2第 第42条の27の2第		の規定に	より、次の。	とおりフ	不動産取	得税の	減額 還付	を申請
しま	ミす。									
工兄 存	rs krk	納税番号	額	納	期阻	₹	斜	内 付	日	
税額	貝寺			円	年	月	月		年 月	月日
取		所 在	地		家屋番	号	構	造	用	途
得										
	家	床面積		取	得 原	因	I	取 得	年 月	日
不			m	2 売買・	その他()		Ź	F 月	日
動	屋	新築年月日	耐震改修	の完成年月	日	居住	の用に値	共する年	月日	
産		年 月 日	4	年 月	目		年	月	日	
還付	寸先	步		本店	・支店	i 草		(合) · \	当座	
金機	融関	口座番号 No.		() 名	フリガナ) 義 人		•			
*	減額	・還付する額								

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 - なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 ※印欄は、記載しないこと。
- 3 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するので、あなた名義の口座を記載すること。
- 4 この申請書に次の書類を添付すること。
- ア 耐震基準に適合することを証するに足りる書類
- イ 住宅を取得した者の自己の居住の用に供することを証明するに足りる書類

別記第4号の3様式(第13条関係)

譲	渡担保原	対産に係る不動	産取得税の納税	記義務の免除	・ 還付	申請書		
						年	月	日
県税事務所長	長 様		住 所 (所在地					
			氏 名 (名 称)				
			生年月日	1		年	月	日
			個人番号 は法人番					
			電話番号	크. プ				
和歌山県税条		2条の27の3第1 2条の27の3第6		、次のとおり	不動産取	得税の	納税義	務の免除 付
を申請します。			<u> </u>					
譲渡担保財産	住	所						
設 定 者	氏	名						
譲渡担保具	才産 設	定年月日		年	月	日		
譲渡担保権者が者に当該譲渡担				年	月	目		
	不家	所 在 地						
譲渡担保財産	動屋	家屋番号・地番						
の表示	の 種 土	床面積·地積						
	類地	種類・地目						
還付を受けよ うとする徴収 金 額		円	納税通知書番号	<u>1</u> .				
納付	年	月 日		年	月	月		
還付先			銀行	本	店・支店	吉 普通	(総合)	当座
還 付 先 金 融 機 関	口座番			(フリガナ)			,	
\•/\L\dot\\m\!		1		名 義 人				
※減額・還付	する額							
備考								

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 - なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 「不動産の種類」欄の該当文字を○で囲むこと。
- 3 ※印欄は、記載しないこと。
- 4 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するので、あなた名義の口座を記載すること。
- 5 この申請書に譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。
- 6 譲渡担保財産により担保される債権の消滅を証する書類を添付すること。

和歌山県報 号外(2)

令和4年6月28日(火曜日)

別記第16号の7様式(その3)	を次のように改める。

別記第16号の7様式(第14条関係) (その3)

不動産取得税徴収猶予(期間延長)承認(不承認)通知書

年 月 日

様

県税事務所長 印

あなたの徴収猶予(期間延長)申請は、下記のとおり承認しましたので通知します。 (下記のとおり承認できませんので通知します。)

記

年度	年度	税目	ョコ・	ード	06	糾	脱番号			_							
主たる	る不動産の所在地																
承認し	した徴収猶予期限					年	月	日	から			年		月	日	まて	\$
		៕	初	課	税	額	当初の納め		関限べ		だ 額	徴	収	猶	予	税	額
税	額					円					円						円

徴収猶予の事由又は承認できない理由

備考

(お知らせ)

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提訴することができることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2条 和歌山県税規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の2 略

2 • 3 略

4 県税事務所の長は、法第15条第1項、同条第2項、同条第4項、法第72条の38の2第1項、同条第1項、同条第5項、無第5項、同条第6項、同条第7項におり項、条例第42条の27の2第3項、条例第42条の27の4第3項、条例第42条の27の6第3項、条例第42条の27の6第3項、条例第42条の27の6第3項、条例第42条の27の6第3項、条例第42条の27の6第3項、条例第42条の27の6第3項、条例第42条の27の6第3項、条例第42条の27の6第3項、条例第42条の27の6第3項、条例第42条の27の6第3項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の6第5項、条例第42条の27の7第5項目表的第5項、是例第42条の27の7第5項目表的第5項の規定により徴収猶予通知はならな収猶予取消通知書により通知しなければならな収猶予取消通知書により通知しなければならな収猶予取消通知書により通知となければならない。

5 • 6 略

(条例第42条の15第8項の要件に該当すると認めるとき)

第5条の8 条例第42条の15第8項に規定する要件に該当すると認めるときは、法第73条の18第4項の規定による市町村長からの登記所からときは第3条の20の2の規定による登記所かとき又の規定による登記所がとき、 知により要件に該当することを知ったとき、不例第42条の15第1項若しくは第3項に供を要件を表別を表別には第3項に供いる。 不例第42条の15第1項若しくは第3項に供をるは地の取得に対する不動産取得税の減額第3項申請書の提出その他同条第1項若し相当するのと認められる申請があったときとする。

(不動産取得税の減額及び納税義務の免除に係る申請)

- 第6条の4 次の各号に掲げる者の知事への申請 書の提出は、当該各号に定める申請書を知事に 提出することにより行わなければならない。 (1)・(2) 略
 - ③ 条例第42条の27の3第2項に規定する者 被収用不動産等の代替不動産の取得に対する 不動産取得税の減額申請書
 - (4) 条例第42条の27の4第2項に規定する者 譲渡担保財産に係る不動産取得税の納税義務 の免除・還付申請書
 - (5) 条例第42条の27の5第2項に規定する者 不動産取得税に係る特例適用等申告(申請)
 - (6) 条例第42条の27の6第2項に規定する者 不動産取得税に係る特例適用等申告(申請)
 - (7) 条例第42条の27の7第2項に規定する者 不動産取得税に係る特例適用等申告(申請) 書

改正前

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の2 略

2 • 3 略

5 • 6 略

(条例第42条の15第8項の要件に該当すると認めるとき)

(不動産取得税の減額及び納税義務の免除に係る申請)

- 第6条の4 次の各号に掲げる者の知事への申請 書の提出は、当該各号に定める申請書を知事に 提出することにより行わなければならない。 (1)・(2) 略
 - (3) 条例第42条の27の3第2項に規定する者 譲渡担保財産に係る不動産取得税の納税義務 の免除・還付申請書

別記第1号の3様式(その3)から(その7)までを次のように改める。

和歌山県	新 <u>亏</u>	外 (2)			令和4	年6月28	日 (ツ	と曜日)
別記第1号の3様式(第 (その3)	13条関係)							
受付即	住宅の用り	こ供する士	- 地の取得	に対する	不動産即	取得税の徴収	又猶予	申請書
112 477	124					年	月	日
県税事務所長 	様		住 所 所在地)					
			氏 名 名 称)					
			上年月日			年	月	日
			人番号又 法人番号					
		訇	፤話番号					
和歌山県税条係 きことを申告し、 予を申請します。					4 第2項 第3項	頁第 号		があるべ)徴収猶
土地の所在地	(地番)							
地	目							
地	積							\mathbf{m}^2
土地の取得	年月日				年	月		目
住宅の着工予算	定年月日				年	月		目
住宅の完成予算	定年月日				年	月		日
住宅の取得予算	定年月日				年	月		日
税額	*	円	納税通知	書番号	*			
徴収猶予決定額	*	円	徴収猶予 番	通知書 号	*			

注

備

- 1 この申請書は、条例第42条の25第3項各号に定める日までに提出すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人 番号をいう。) を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をい う。)を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

3 ※印欄は、記載しないこと。

*

別記第1号の3様式(第13条関係)

(その4)



耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の 徴収猶予申請書

年 月 日 県税事務所長 様 住 所
(所在地) 氏 名
(名 称) 生年月日 年 月 日 個人番号又
は法人番号 電話番号

和歌山県税条例(以下「条例」という。)第42条の27の2第1項の適用があるべきことを申告し、同条第3項の規定により、次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申請します。

所		在		地							
家	屋	į	番	号							
構	造	•	用	途							
床		面		積							m^2
新	築	年	月	皿					年	月	П
耐完	震 成 予	改定	修 年 月	田の					年	月	П
居供	住 する ⁻	の 予 定	用 年 月	田 ñ					年	月	日
税		額	*		Р	9	納税通知書番号	*			
徴収	又猶予決	定額	*		Р	9	徴収猶予通知書 番 号	*			
備		考	*								

注

- 1 この申請書は、条例第42条の27の2第4項の規定により読み替えられた条例第42条の25第3項で定める期限までに提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

3 ※印欄は、記載しないこと。

別記第1号の3様式(第13条関係)

(その5)

被収用不動	産等の代替	不動産の取得に対	する不動産取	得税の徴収	猶予申請書	Î
				左	手 月	日
県税事務所長	様	住 (所在地) 氏 名				
		(名 称)				
		生年月日			手 月 	日
		個人番号又 は法人番号				
		電話番号				
		例」という。) 第4 より、次のとおり ²				
	不 .	所 在 地				
	動家	家屋番号				
代替取得不動	産屋屋	種類・構造				
産の表示	Ø	• 床 面 積				
	種土	所在地・地番				
	類地	地目・地積				
納税通知書番号		課税標準額	円	税 額		円
	不	所 在 地				
	動家	家 屋 番 号				
被収用又は譲渡	産屋屋	種類・構造				
不動産の表示	Ø	• 床 面 積				
	種土	所在地・地番				
	類地	地目・地積				
徴 収 猶 予通知書 番 号		固定資産 課税台帳 登録価格	円	徴収猶予受けようする税	ح	円
代替不動産の 取 得 年 月 日	年		収用又は譲渡 ・定 年 月 日		年 月	日
備 考						
注						

- 1 この申請書は、条例第42条の27の3第4項で定める期限までに提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

- 3 ※印欄は、記載しないこと。
- 4 この申請書に不動産を収用され又は譲渡した不動産の代替取得不動産であることを 証明する書類を1部添付すること。

別記第1号の3様式(第13条関係)

(その6)

集税事務所長 様 住所(所在地) 氏名(名称) 生年月日 年月日]								
(所在地) 氏 名 (名 称)									
(名 称)	1								
	1								
個人番号又は法人番号は法人番号									
電話番号									
和歌山県税条例(以下「条例」という。)第42条の27の4第1項の適用があるべきことを 申告し、同条第3項の規定により、次のとおり徴収猶予を申請します。									
譲渡担保財産 住 所									
設 定 者 氏 名									
譲渡担保財産設定年月日 年 月 日									
不家所在地									
動 屋 家屋番号・地番 譲渡担保財産の 産									
表示のより、「「「「「」」を表示して、「「」」を表示して、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では									
類 1									
課税標準額※ 円 納税通知書									
税 額 ※ 円 徴収猶予通知書番号 ※									
備 考									

注

- 1 この申請書は、条例第42条の27の4第4項で定める日までに提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

- 3 ※印欄は、記載しないこと。
- 4 「不動産の種類」欄の該当文字を○で囲むこと。
- 5 この申請書に譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。

別記第	1 号の 3 様式	(第 13 条関係)						
(そ)	D7)							
	受付印		,	不動産取	得税の徴収猶予	·申請書		
				_		年	月	日
ļ	見税事務所長	様		所 生地)				
			氏	名				
				称)				
			生年	月日 昏号又		— 年	月	<u> </u>
				【番号				
			電話	番号				
	也 方 税 口歌山県税多	法 第	条	第	項第	号の通	5月があれ	るべき
			法 🦟			and take		
25	とを申告し、	和歌山県税多		第	第	項第	号	の規
定に	こより、次の	とおり不動産取得	导税の徴	収猶予を	申請します。			
+		取得年月日	•	•	譲渡予定	年月日	•	•
土地	施設建築	所在地・地番						
の場合	物の敷地の明細	地目・地積課税標準額	*		納税通知	書 悉 号	*	
合	71 //#	税額	<u>*</u>		徴収猶予通9		*	
		取得年月日	•	•	譲渡予定	年月日	•	•
		所在地·地番						
家屋	施設建築	構造・種類						
\mathcal{O}	d/ o BB Am	(用途)				m²		
場合	物の明細	延床面積	(うち信	主宅部分面	積	m²)		
		課税標準額			納税通知		*	
		税額	<u> </u>		徴収猶予通知	田書番号	<u> </u>	
譲	受け	住工力(力工	所					
予	定者等	氏名(名利	下)					
備								
考								

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 - なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 ※印欄は、記載しないこと。
- 3 この申請書には、地方税法その他の法令に定められた添付書類及び県税事務所長が必要と認める添付書類を添付すること。
- 4 この申請書には、適用を受けようとする徴収猶予の申請において県税事務所長が必要と認める事項についてのみ記載すること。

和歌山県報 号外(2)

令和4年6月28日(火曜日)

別記第4号	号の2様式を次のように改める。		

別記第4号の2様式(第13条関係)

年 月 日 県税事務所長 様 住 所 (所在地) 氏 名		
(所在地)	年 月 日	
	(所在地)	
(名 称) 生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日	
個人番号又	は法人番号	
和歌山県税条例第42条の27の3第1項の規定により、次のとおり不動産取得税の減額を申請します。	の3第1項の規定により、次のとおり不動産取得税の減額を	
不家所在地		
動 家屋番号 代替取得不動 産 屋 種類・構造	· 構造	
産の表示 の表示 種土・地番	E 地	
類地地目・地積		
納税通知書番号 課税標準額 円 税 額 円	課税標準額 円 税 額 円	
減額通知書固定資産課円減額を受けようと する税額	税台帳登録 けようと	
代替不動産の 取得年月日 年 月 日 譲渡年月日 <td (東)="" rowspan="2" style="text-align: left;" td="" までは、="" までは、<="" 日=""><td></td></td>	<td></td>	
還付先 銀行 本店・支店 普通(総合)・当座		
金融 口座 機関 番号 No. 名義人		
備 考		

- 1 この申請書は、不動産を収用され、又は譲渡したときに提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続におけ る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人 番号をいう。) を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をい う。)を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

- 3 ※印欄は、記載しないこと。
- 4 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するので、あなた名義の口座を記載する
- 5 この申請書に不動産を収用され、又は譲渡した不動産の代替取得不動産であることを 証明する書類1部を添付すること。
- 6 収用され、又は譲渡した不動産の固定資産課税台帳登録価格の証明書1部を添付する こと。

和歌山県報 号外(2)

令和4年6月28日(火曜日)

別記第4号の3様式及び別記第	第4号の4様式を次のように改める。	

別記第4号の3様式(第13条関係)

譲	渡担	保具	才産に係る	5不動	産取得	鼻税の 総	内税義	務の免	除・遺	 景付申	請書		
										左	F.	月	日
県税事務所長	長村	羕				住 (所在	所 :地)						
						氏 (名	名 称)						
						生年	月日			4	年	月	日
						個人番							
						は法人電話							
和歌山県税条			2条の27の 2条の27の					<u> </u> 次のとお	り不動	産取得	 税の	納税義	務の免除 付
を申請します。		<i>7</i> 7744	2 末 ♥フ2 1 ♥.	74770	- E							ၽ	ניו
譲渡担保財産	住			所									
設 定 者	氏			名									
譲渡担保具	才 産	設	定年」	月日				年	月	ļ	3		
譲渡担保権者か								年		1	3		
者に当該譲渡担	1保	を移	転した年	月日)1				
	不到	家	所 在	地									
譲渡担保財産	動産	屋	家屋番号	地番									
の表示	の種	· 土	床面積•	地積									
	性 類	地	種類・	地目									
還付を受けよ うとする徴収 金 額		•		円	納税	通知書	番号						
納付	年	i.	月	日				年	月	ļ	3		
還付先					銀行				· 店 ·	支店	普通	(総合)	・当座
金融機関		座番 号	를 No.				(フ 名	リガナ) 義 人					
	する	額	<u> </u>				<u> </u>	732 八	<u> </u>				
備考		.,,											
thin \sim													

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 - なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 「不動産の種類」欄の該当文字を○で囲むこと。
- 3 ※印欄は、記載しないこと。
- 4 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するので、あなた名義の口座を記載すること。
- 5 この申請書に譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。
- 6 譲渡担保財産により担保される債権の消滅を証する書類を添付すること。

		不動産	取得税の区	分所有に係	る補正	申出記					
県税事務所長	養 様								年	月	
	申出	1人(区分	分所有者)								
						氏	名				
	<u>1</u>	住所				L 電話番					_
	1	住所				氏	名				
	<u>. </u>	111/1				電話番					_
	1	住所				氏	名				
	<u> </u>					電話番					_
	1	住所				氏	名				
	_					電話番	等号				_
	1	住所				氏	名				
和歌山県税 所有の補正の力					分所有		≧員が				t
所有の補正の力	が法及び 			り得た割合	分所有	者の全	≧員が				7:
所有の補正の力	が法及び	当該補正		り得た割合	分所有	者の全	≧員が				<i></i>
所有の補正の力 区分所有する 建 物 の 表 示 — 住	が法及び	生 地	三の方法によ	お	分所有を下記	者の全	≧員が おり □	床補	出ま [*] 正 (す。 面 の方	
所有の補正の方区分所有する 建物の表示	が法及び	在 地 類	Eの方法によ 構	: り得た割合 記 造 造	分所有を下記 用	者の全: 	全員が おり E 	申し出床補よ	出ま [*] 正 (す。 面	
所有の補正の方 区分所有する 東物の表 住 区分所	が法及び	在 地 類	Eの方法によ 構	: り得た割合 記 造 造	分所有を下記 用	者の全: 	全員が おり E 	東し出 床 補よ (正り	す。 面 の方	
所有の補正の大区分所有する 建物の表示 住区分所有	が法及び	在 地 類	Eの方法によ 構	: り得た割合 記 造 造	分所有を下記 用	者の全: 	全員が おり E 	東し出 床 補よ (正 g f 0.	す。 面 の方	
所有の補正の方面 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	が法及び	在 地 類	Eの方法によ 構	: り得た割合 記 造 造	分所有を下記 用	者の全: 	全員が おり E 	東し出 床 補よ (出ま ⁻ 正 0 1 0. 0.	す。 面 の方	
所有の補正の方面 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	が法及び	在 地 類	Eの方法によ 構	: り得た割合 記 造 造	分所有を下記 用	者の全: 	全員が おり E 	申し出 床 補よ () () ()	正 (f) f (o)	す。 面 の方	
所有の補正の方の補正の方の補正の方の有表 住	が法及び	在 地 類	Eの方法によ 構	: り得た割合 記 造 造	分所有を下記 用	者の全: 	全員が おり E 	申し出 床 補よ () () ()	出ま ⁻ 正り1 0. 0. 0.	す。 面 の方	
所有の補正の方 (名) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	が法及び	在 地 類	Eの方法によ 構	: り得た割合 記 造 造	分所有を下記 用	者の全: 	全員が おり E 	申し出 床 補よ () () ()	出ま ⁻ 正り1 0. 0. 0.	す。 面 の方	
所有の補正の 対 で が で が で を が の が の が の は し に の の の の の の の の の の の の の	が法及び	在 地 類	Eの方法によ 構	: り得た割合 記 造 造	分所有を下記 用	者の全: 	全員が おり E 	申し出 床 補よ () () ()	出ま ⁻ 正り1 0. 0. 0.	す。 面 の方	
所有の補正の力 (区) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	が法及び	在 地 類	Eの方法によ 構	: り得た割合 記 造 造	分所有を下記 用	者の全: 	全員が おり E 	申し出 床 補よ () () ()	出ま ⁻ 正り1 0. 0. 0.	す。 面 の方	
有の補正の力 分所有する 物の表示	が法及び	在 地 類	Eの方法によ 構	: り得た割合 記 造 造	分所有を下記 用	者の全: 	全員が おり E 	申し出 床 補よ () () ()	出ま ⁻ 正り1 0. 0. 0.	す。 面 の方	

備考 この申出書は、地方税法施行規則第7条の3第4項又は第7条の3の2第4項若しくは第5項の規定による申出について使用する。

和歌山県報 号外(2)

令和4年6月28日(火曜日)

別記第	54号の9様式を次のよう	に改める。		

11 H)4 5	号の9様 ╲ _	工、(身	月13余	判/术/)										
受付	闸				不動	産取得	税に係	る特	例適	用等申台	告 (目	申請)	書		
													年	月	日
県	税事務	所長	様					(所在							
								氏 (名	名 称)						
								生年月					年	月	日
								固人番 は法人							
								電話看		\					
今	回取得	した	次の	不動產	産につ	いて、	地 和歌	方 以山県	税 税条	法例	第		条		
第		項第		-	号の規	定の適	1月を5	受けた	いの	で、申	告 (申請)	します	- 。	
÷	所	在		地											
家	家	屋	番	号				種	用	途	類)				
	構			造				居供	住し	の 用 た	に 日		年	月	日
	延	床	面	積				m²	(5t	ち住宅部	分面和	責		m²)	
屋	取~	导 年	月	日		年	月	日	新	築年月	月日		年	月	日
)±.	取~	事 の	原	因											
土	所在	地 (地番	,)											
	地			目											
	地			積				-		н —					m^2
		事 年 の		日田田				年	<u>. </u>	月		日			
	取往			因											
1.16	住宅は年	月		日				年	<u> </u>	月		日			
地	住宅		床面												\mathbf{m}^2
	度を	住	, / =	<u></u>	T										
	た者生		5(名	7杯)	 銀行	:			★戊	支店		亚 泽	(公公)	. 业点	<u>ئا</u>
還付 金 機 機	融	序号	No.		或门					ガナ)		百世	(総合)	· ヨ/ <u>·</u>	<u></u>

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申告(申請)者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 - なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するので、あなた名義の口座を記載すること。
- 3 この申請書には、地方税法その他の法令に定められた添付書類及び県税事務所長が必要と認める添付書類を添付すること。
- 4 この申請書には、適用を受けようとする特例制度の申請において県税事務所長が必要と認める事項についてのみ記載すること。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。 (従前の様式による用紙)
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

和歌山県規則第32号

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和4年6月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則(平成7年和歌山県規則第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(居住の安定を図る必要がある者)

- 第3条 条例第6条第1項第2号の居住の安定を 図る必要がある者として規則で定めるものは、 次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 25万9,000円を超える所得のある者であって、その所得が48万7,000円以下のもの(自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、条例第2条第3号に規定する同居親族等(以下「同居親族等」という。)があるものに限る。)
 - (2) 15万8,000円に満たない所得のある者のうち、所得の上昇が見込まれる者であって、その所得が13万9,000円を超えるもの(自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、<u>同居親族等</u>があるものに限る。)
 - (3) 略

(入居者の資格)

- 第4条 条例第6条第2項の規定により知事が別に定める入居者の資格は、次の各号のいずれにも該当する者であることとする。
 - (1) 略
 - (2) その者又は同居親族等であって、現に同居し、若しくは同居しようとするものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者

(入居の申込み)

第5条 略

- 2 前項の特定公共賃貸住宅申込書には、次に掲 げる書類を添えなければならない。
 - (1)~(5) 略
 - (6) 同居させようとする者が児童福祉法(昭和 22年法律第164号)第27条第1項第3号の規 定により同法第6条の4に規定する里親に委 託されている児童(以下この号において単に 「里親に委託されている児童」という。)で ある場合にあっては、里親に委託されている 児童であることを証明する書類の写し

(7) 略

改正前

(居住の安定を図る必要がある者)

- 第3条 条例第6条第1項第2号の居住の安定を 図る必要がある者として規則で定めるものは、 次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 25万9,000円を超える所得のある者であって、その所得が48万7,000円以下のもの(自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、条例第6条第1項第1号に規定する親族(以下「同居親族」という。)があるものに限る
 - (2) 15万8,000円に満たない所得のある者のうち、所得の上昇が見込まれる者であって、その所得が13万9,000円を超えるもの(自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、同居親族があるものに限る。)
 - (3) 略

(入居者の資格)

- 第4条 条例第6条第2項の規定により知事が別 に定める入居者の資格は、次の各号のいずれに も該当する者であることとする。
 - (1) 略
 - (2) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者

(入居の申込み)

第5条 略

- 2 前項の特定公共賃貸住宅申込書には、次に掲 げる書類を添えなければならない。
 - (1)~(5) 略

(6) 略

附則

この規則は、公布の日から施行する。